スポーツ施設におけるドローン等の利用について

(1)体育館や屋外施設などで他利用者や歩行者等と区分できる場所については、ドローン等の飛行を許可します（ただし、施設全面の占有利用に限る）。許可施設は別添のとおり。

(2)ドローン等（重量が100ｇ未満のものも含む）の飛行を行う場合、各施設の利用許可申請書と合せて、本計画書を利用日の７日前までに提出してください。

ドローン等の飛行計画書

令和　　年　　月　　日

提出者名：

電話番号：

|  |  |
| --- | --- |
| 利用施設 |  |
| 人口集中地区 | □：該当　□：非該当（屋外の場合、チェックしてください） |
| 利用日時 | 令和　　年　　月　　日（　）　　時から　　時まで |
| 利用目的 | 例）ドローン飛行練習 |
| 機体・台数 | 機体型式（　　　　　　）、台数（　　　　　台） |
| 登録記号 | ＪＵ |
| 操縦者氏名 |  |
| 技能証明 | □：一等無人航空機操縦士　□：二等無人航空機操縦士　□：なし |

（安全面）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | チェック事項 | チェック |
| 安全基準  ※本市独自基準含む | ドローン等の飛行に関係する法令を遵守する。 | □ |
| 落下被害に対する保険に加入している。 | □ |
| 危険と判断される場合は飛行しない。  ※雨天、降雪、濃霧、強風時（風速5m以上）は飛行しない。  ※飛行は日の出から日没までとする。 | □ |
| ドローン等及び周囲の状況を操縦者が常時目視により監視できる場所で飛行する。 | □ |
| 機体やカメラ等を操作しない現場監視員を配置する。 | □ |
| 不特定多数の市民が集まる祭やイベント事業等の上空、危険物の輸送及び物件の落下並びに最大離陸重量が２５㎏以上になるドローン等の飛行はしない。 | □ |
| 撮影を行う場合は、プライバシーの保護に関する配慮を行う。 | □ |
| 機体及び各機器（バッテリー、プロペラ、カメラ等）に損傷や故障がない。改造した機体ではない。 | □ |
| 屋外施設は施設外周（フェンス等）から内側５ｍ内を飛行する。  （万が一の落下等も想定し、境界線付近を飛行しない） | □ |